

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

制定 平成 22 年 10 月 25 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人公庫団信サービス協会定款(以下定款という。)第13条及び第27条の規定に基づき、本協会の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、常時当協会の事務所に勤務して、業務を執行する者をいう。
- (2) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

第2章 報酬

(支給対象及び支給金額)

第3条 常勤理事に対して報酬及び退職手当を支給することができる。この場合、支給金額は各理事の職責及び必要とされる能力に応じたものであるとともに、他機関の報酬及び給与の水準、その他の事情を考慮し不当に高額なものとならないよう留意して、次の額を超えない範囲で定める。

2 報酬の額

- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事長 | 年額 1,260万円 |
| (2) 常務理事 | 年額 1,110万円 |
| (3) 理事 | 年額 900万円 |

3 退職手当

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 理事長 | 報酬の年額×1/12×在職月数×1/12×1.7 |
| (2) 常務理事 | 報酬の年額×1/12×在職月数×1/12×1.7 |
| (3) 理事 | 報酬の年額×1/12×在職月数×1/12×1.5 |

4 第2項、第3項の規定により計算して得た金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げる。

(支給方法)

第4条 前条で決定された年額の12分の1を月額として、毎月25日、振込により支給する。

第3章 出席謝金

(支給対象)

第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給することができる。

(支給金額)

第6条 出席謝金の金額は、1回当たり3万円(税別)を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規定の変更

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、本協会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。(平成22年10月25日理事会議決)

附則

この規程は、平成29年6月20日から適用する。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 適用日前から引続き在任する常勤理事については、適用日前の在任期間にかかる第3条第3項の退職手当の計算は、従前の基準によるものとする。